

小木たらい舟製作技術保存会 会則

(名 称)

第1条 この会は、「小木たらい舟製作技術保存会」と称する。

(目 的)

第2条 この会は、小木の伝統的なたらい舟の製作技術を継承するとともに、その技術の保存及び向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) たらい舟製作技術の調査・研究
- (2) たらい舟製作技術後継者の育成
- (3) たらい舟製作に関する資料の収集及び記録の保存
- (4) たらい舟製作に関する原材料の確保及び道具、設備の保全
- (4) 前各号に定めるほか、たらい舟製作技術の保存及び伝承に必要な事業

(組 織)

第4条 この会は、次の者をもって組織する。

- (1) たらい舟製作の技術を有する者
- (2) 前号に規定する者のほか、この会の目的に賛同するもの

(役員及び任期)

第5条 この会に、次の役員を置き、総会において選任するものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

2 役員任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(会 議)

第6条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。
- 4 会議は、3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決するものとする。ただし、他に別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

(経 費)

第7条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(決算報告)

第9条 この会の収支決算は、毎年総会において報告するものとする。

(調査委員会)

第10条 この会に、調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、第2条の目的を達成するため、必要に応じて専門的調査を行う。
- 3 調査委員会を設置する場合は、役員会の承認を得なければならない。

(会則の改正)

第11条 この会則を改正する場合は、役員会において協議の上、総会の議決を得なければならない。

(事務局)

第12条 この会の事務局は、当分の間佐渡市教育委員会小木事務所内に置く。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成18年11月27日から施行する。